

8 交通安全教育

(1) 交通安全教育

学校行事としての交通安全教育には、毎月の学校における交通安全の日や、新入生の入学時、長期休業前後などに行われる交通安全教育や春秋の全国交通安全運動などの地域における行事と関連して行われる交通安全教育が考えられる。これらの行事を計画し実施するに当たっては、指導の内容、方法、時期、回数などについて十分検討し、地域の交通環境や児童生徒の実態に即したものにしなければならない。このためには、特に次の事項に留意する必要がある。

- ア 教育の内容は、自転車の安全な乗り方、歩行者保護や自転車の点検・整備、正しい駐車、自動車の簡単な構造・機能、自転車の走行に必要な交通法規などに関するものなから、児童生徒の実態や地域の交通環境の実情に照らして最も必要と思われるものを精選して設定するようにする。
- イ 実施の時期は、学校全体の安全教育の基本計画を立てる段階で他の学校行事、学級活動及び地域における行事、季節や長期休業などとの関連を考慮して指導の効果が最も高まるような時期を選ぶようにする。
- ウ 教育の方法は、そのねらいと児童生徒の安全意識や安全行動の実態を含み、できるだけ体験的な指導方法を取り入れるなど工夫をする。また、実施の回数は、学級活動その他における安全教育との関連を考慮して設定する。
- エ 同一地域内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校との連携を図るようにする。
- オ 行事の計画及び実施に当たっては、必要に応じて警察等関係機関の協力を得ることも考慮する。
また、行事の実施に当たって重要と思われる事項を上げると次のとおりである。
 - (ア) 教育が形式的、表面的にならないよう、学年差や児童生徒の実態等についても十分配慮する。
 - (イ) 児童生徒の発達段階や参加人員に見合った教材・教具等を用意する。
 - (ウ) 教育の場の設定に当たっては、できるだけ具体的な行動場面における臨場感をもたせることができるよう配慮する。
 - (エ) 児童生徒の積極的な参加を促すため、学級活動における事前・事後の指導との関連を十分考慮する。
 - (オ) 事故を起こしやすい傾向をもつ児童生徒などに対しては、特に、個別に配慮を加えるようにする。

(2) 通学の安全管理

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の管理を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保、及び通学的手段に対応した安全管理が主な対象となる。特に、中学校や高校における生徒の通学手段は、徒歩に加えて、自転車やバス、電車、場合によっては二輪車など広範囲にわたることから、それぞれの交通手段の特性を考慮した安全管理が必要である。

なお、通学は学校管理下にあるとはいえ、安全の確保には児童生徒等の行動が大きく関わるので、子どもたちの行動の自己管理が極めて重要となる。それを促すためには、計画的な安全教育が必要であり、通学の安全管理は安全教育と密接に関連づけるべきである。

以下では、通学の学校管理に関する観点・留意点、対象・項目等について示す。ただし、対象や項目は、自校の通学方法等を考慮し、例にとられることなく、追加・修正等行い管理を進めるべきである。

ア 通学路の設定と安全確保

通学路の設定とその安全確保に当たっては、交通事情等配慮し、可能な限り安全な通学路を設定する。さらに、通学路の安全性が恒常的に確保されるよう、保護者、警察関係者等の協力も求

めて、対策を講じる。

イ 安全な通学方法

通学の安全を確保するためには、通学路の設定等のほかに、地域の道路や交通事情に即した通学方法を考慮し、適切な安全管理の下にそれを実施する。その際特に次の事項に配慮する必要がある。

(ア) 徒歩及びバス、電車等交通機関利用による通学の安全確保

通学方法や利用する交通機関は地域性や学校の実情等により大きく異なる。これらの実態に応じて、安全管理を行う。また、悪天候時等の非日常的な状況における安全確保についても検討しておく。

(イ) 自転車通学の安全確保

自転車通学での安全確保では、通学における使用のきまりの遵守、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の生徒との混雑の緩和、乗車時の行動等について安全管理を行う。その際、必要に応じて時間による管理についても考慮する。

(ウ) 二輪車等（定時制高校）による通学の安全確保

二輪車等による通学での安全確保についても、通学における使用のきまりの遵守、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑、乗車時の行動等について安全管理を行う。その際、二輪車等の加害性の強さに留意する。